

議第130号

京都市立浴場条例の一部を改正する条例の制定について

京都市立浴場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年11月24日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市立浴場条例の一部を改正する条例

京都市立浴場条例の一部を次のように改正する。

別表第1 京都市立崇仁第二浴場の項を削る。

別表第2 京都市立崇仁第二浴場の項を削る。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

提案理由

京都市立崇仁第二浴場を廃止する必要があるので提案する。